

居宅介護利用料金表

R6.4.1～

◎居宅介護費

(1回あたり)(単位)

	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
1回あたりの時間	①身体介護中心	①身体介護中心
30分未満	255	256
30分以上～1時間未満	402	404
1時間以上1時間30分未満	584	587
1時間30分以上2時間未満	666	669
2時間以上2時間30分未満	750	754
2時間30分以上3時間未満	833	837
以降30分増すごとに	+81	+83

1回あたりの時間	②家事援助中心	②家事援助中心
30分以上45分未満	152	153
45分以上1時間未満	196	197
1時間以上～1時間15分未満	238	239
1時間15分以上～1時間30分未満	274	275
以降15分増すごとに	35	35

基本報酬に加えて体制等の条件を満たした際に下記の加算を算定いたしますのでよろしく
お願いいたします。

※ 初回加算(1月につき) 200

※ 特定事業所加算Ⅱ (R3.6.1～算定) 所定の単位数に10%加算

● 福祉介護職員等処遇改善加算Ⅰ

別途合計に41.7%相当の福祉介護職員処遇改善加算が加わります。

※ 鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に6%の地域加算が算定されます。

◎キャンセル料

(円)

30分	1,000
1時間	2,000

居宅介護のキャンセル及び振替については、利用日前日の17時までに連絡をお願いいたします。
 ※但し、急な体調不良や受診及び避けることのできない事情の場合は、当日の利用キャンセル料はいただきません。
 ※居宅介護計画に計画された提供時間分を30分単位でいただきます。